

共催及び後援に関する事務取扱要領

公益財団法人山口県ひとつくり財団

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人山口県ひとつくり財団（以下「財団」という。）以外の団体が主催する事業（博覧会、展示会、講演会、シンポジウム、セミナー、研究協議会、記念行事及び出版物等であり、以下「その事業」という。）について、財団が共催又は後援を承諾する基準及び事務手続きを定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における「共催」、「後援」の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「共催」とは、その事業の実施にあたり、財団が企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任を負担することをいう。
- (2) 「後援」とは、その事業の趣旨に賛同し、開催等を応援、援助するため、名義使用を認めることをいう。

(承諾の基準)

第3条 共催又は後援の承諾の基準は以下のとおりとする。

(1) 共催

財団がその事業を共催する場合は、財団の定款第3条（目的）及び第4条（事業）に則っていることを基準とする。

(2) 後援

財団がその事業を後援する場合は、次のア～クのいずれにも該当することを基準とする。

- ア 主催する団体の所在地、組織、運営が明確であること。
- イ 団体に事業の遂行能力が十分であると認められ、開催の日程や運営等が適切であること。
- ウ 目的及び内容が明確で、公益性があること。
- エ 教育、福祉、文化、環境保全、芸術、スポーツ等の普及促進に寄与する事業であること。
- オ 山口県内で実施する事業であること、又は山口県民を対象とした事業であること。
- カ 営利又は商業的宣伝を目的とする事業でないこと。
- キ 政治的、宗教的活動に深く関わる事業でないこと。
- ク 公共の安全又は善良な風俗を害するおそれのある事業でないこと。

(承諾の手続き)

第4条 共催又は後援の承諾は、次の各号に掲げる手続きによるものとする。

- (1) 共催又は後援の承諾を受けようとするものは、あらかじめ別紙様式第1号により申請を行う。
- (2) 承諾の通知は、別紙様式第2号による。
- (3) その事業を行うにあたり、違法又は著しく公益を害する等、理事長が不相当と認める行為がある場合、承諾を取り消すことができる。

附則

この要領は、令和元年 5月 1日から実施する。

共催申請書

公益財団法人山口県ひとづくり財団
理事長 原田 尚 様

[所在地]〒
申請者 [団体名]
[代表者名] 印
[電話番号]

下記の事業について、承諾くださいますようお願い文書を添えて申請します

記

事業名	
事業目的	
事業内容	
主催者	
開催日時	
開催場所	
対象者	
連絡担当者	住所 〒 TEL : 氏名 FAX : E-mail :
添付書類	<input type="checkbox"/> 主催者の概要(組織・構成) <input type="checkbox"/> 実施要項 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 開催要領 <input type="checkbox"/> 募集案内 <input type="checkbox"/> 過去の活動状況の資料等 <input type="checkbox"/> その他

後援申請書

公益財団法人山口県ひとづくり財団
理事長 原田 尚 様

[所在地]〒

申請者 [団体名]

[代表者名]

印

[電話番号]

下記の事業について、承諾くださいますようお願い文書を添えて申請します

記

事業名	
事業目的	
事業内容	
主催者	
後援者	
開催日時	
開催場所	
対象者	
連絡担当者	住所 〒 TEL : 氏名 FAX : E-mail :
添付書類	<input type="checkbox"/> 主催者の概要（組織・構成） <input type="checkbox"/> 実施要項 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 開催要領 <input type="checkbox"/> 募集案内 <input type="checkbox"/> 過去の活動状況の資料等 <input type="checkbox"/> その他 []

〈別紙様式第2号（共催）〉

山 ひと 財 第 号
令和 年(年) 月 日

様

公益財団法人山口県ひとつくり財団

理 事 長 原 田 尚

共催名義の使用について（回答）

令和 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記のとおり承諾します。

記

事業名	
共催名義	公益財団法人山口県ひとつくり財団

〈別紙様式第2号（後援）〉

山 ひと 財 第 号
令和 年(年) 月 日

様

公益財団法人山口県ひとづくり財団

理 事 長 原 田 尚

後援名義の使用について（回答）

令和 年 月 日付で申請のありましたこのことについて、下記のとおり承諾します。

記

事業名	
後援名義	公益財団法人山口県ひとづくり財団